

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について

1 改正案の概要

(1) 従業者名簿の記載事項（府令第20条関係）

風俗営業者等（※1）に営業所又は事務所ごとに備え付けるよう義務付けられている従業者名簿についての記載事項から本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）を削除することとします。

(2) 確認書類（府令第21条関係）

風俗営業者等（※2）が、当該営業に関して客に接する業務に従事させようとする者について行う確認は、日本国籍を有する者については、住民票記載事項証明書のほか、本籍地のある都道府県名が記載されている書類をもって行うこととします。

なお、住民票記載事項証明書については、証明を受けようとする者が必要事項を記載し、市区町村長の証明を受けることとなっています。参考として別紙の様式を添付しますので、営業者等に適宜周知するようお願いいたします。

- ※1 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、深夜において飲食店営業（食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営むもの）を営む者及び午後10時以降において酒類を提供する飲食店営業（通常主食と認められる食事を提供する営業を除く）を営む者
- ※2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、午後10時以降において酒類を提供する飲食店営業（通常主食と認められる食事を提供する営業を除く）を営む者

2 今後の予定

公布の日（10月17日）に施行

住民票記載事項証明書

氏名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	性別	男・女
現住所			
本籍（都道府県名）			都道 府県

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。

（ただし、本籍の一部については省略している。）

平成 年 月 日

市区町村長

印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文
 ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（従業者名簿の記載事項）</p> <p>第二十条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。</p> <p>（確認書類）</p> <p>第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第二号に掲げる事項及び本籍地都道府県名が記載されているものに限る。）</p> <p>ロ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号の一般旅券</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給され</p>	<p>（従業者名簿の記載事項）</p> <p>第二十条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。</p> <p>（確認書類）</p> <p>第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第二号及び第五号に掲げる事項が記載されているものに限る。）</p> <p>ロ 戸籍の謄本、抄本、全部事項証明書又は個人事項証明書</p> <p>ハ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号の一般旅券</p> <p>ニ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項の運転免許証（本籍欄に本籍が記載されているものに限る。）</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給</p>

た書類その他これに類するもので、当該者の生年月日及び本籍地都道府県名の記載のあるもの
二〇四（略）

された書類その他これに類するもので、当該者の本籍及び生年月日の記載のあるもの
二〇四（略）